

令和2年5月農業委員会議事録

開催日時：令和2年5月11日（月） 午前9時30分

開催場所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、岡牧生、林田篤、山内秀一、森下文夫、森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、佐藤美代子、齊藤進、

農業委員欠席者：高木勝美、福永哲夫、本田博士

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名指名：下田議長

議事録署名人として、村上卓也委員、榮恵委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第4号 農地法第3条の届出について
- (2) 議案第6号 農地法第3条の許可申請について
- (3) 議案第7号 農地法第5条の許可申請について
- (4) 議案第8号 農用地利用集積計画承認申請について
- (5) その他

5. 閉 会

○報告第4号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。報告第4号農地法第3条の規定による届出が1件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 1ページになります。報告第4号農地法第3条の規定による届出についてご説明いたします。申請番号順で説明いたします。申請番号1番。所在は北甘木。地目が畑で1筆。面積が571㎡です。所有者、届出人については、記載のとおりです。申請事由については、相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。以上で説明を終わります。

(議長) ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転になります。報告で終わらせていただきます。

○議案第6号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請が1件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 議案第6号。農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。2ページを開けていただいて。申請番号1番。所在が下六嘉。地目が田1筆で面積が2,495㎡になります。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請事由については売買による所有権の移転です。3、4ページに字図と位置図を載せております。続きまして、検討事項についてご説明いたします。まず、申請農地は小作契約は結ばれておりましたけれども、今回の申請により合意解約がされております。全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員と〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていることが確認されております。また、権利取得後の当該農地につきましては、米、麦を栽培する計画になっております。必要な農機具及び労働力は十分に確保されていることを確認をしております。次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあります。要件を満たすものと判断しております。次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が9,060㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件について、譲受人については長年にわたり、この申請地、同地区で耕作をしております。また申請書にも周辺の農業経営に影響が無いように耕作する旨の記載があるため、特に問題がないと判断をしております。申請番号1番についての説明は以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問、ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第7号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 5ページです。議案第7号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が1件になります。申請番号1番。所在は下六嘉。登記簿地目については畑2筆となっております。合計面積は480㎡となっております。譲渡人、譲受人については記載のとおりとなっております。申請理由については売買による所有権の移転となっております。次の6ページに申請地位置図。次の7ページに国土調査地籍写しを添付しております。今、地籍調査中ということでこの図を添付しております。8ページに排水設計計画平面図を添付しております。生活排水はございません。雨水については、区域内に排水施設を整備し、砂利舗装及び地下浸透させ、区域外への流出はないこととなっております。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) 次に地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いいたします。

(〇〇委員) 4月27日に事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告いたします。申請地は下六嘉集落内にある10ha未満の農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。近隣地に農地はありませんので、周辺の農地等にかかる営農上に支障は生じないと思われます。貸駐車場及び資材置場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。現在申請地は申請されている〇〇さんは〇〇〇の〇〇なのですが、現在情報としてこの周りの山林地区をほとんど所有するような形で動いていらっしゃるようで、色々地元の人に話を聞きまして、どういう開発をしていくのか。というのを今から聞き取りしていく必要があるのと。今回は従業員さんの駐車場としてのそのために作るということだったのですけれども、今現況は7ページの字図にあるのですが、山林と書いてあるところをほとんど買収される予定です。それで1筆だけがまだどうしましょうかという相談で来られて、ちょっと待っていてください。という話をしていますけれども。どんな開発をされるのか見守っていきたく思っております。委員の皆様のご慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

(事務局長) はい。それでは、検討事項について説明いたします。〇〇委員からもあったとおり、ここは、所有権移転の後は貸駐車場と倉庫の基盤となる予定でございます。農地区分につきましては、集落内にある10ha未満の未整備農地である第2種農地と判断できます。土地利用計画の内容は、申請者が経営している〇〇〇の職員駐車場が不足していることから、申請地を駐車場10台分、資材置き場としてプレハブ1棟を設置する計画です。なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については、許可相当と判断しております。事務局からは以上です。

(議長) 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第8号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が5件です。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 9ページ議案第8号になります。申請番号順にご説明いたします。申請番号1番。所在が下六嘉。地目は田3筆。合計面積が3,515㎡。貸付人、借受人は記載のとおりです。賃借権の利用権設定で反当り20,000円で年間70,300円。期間は令和2年6月1日から令和3年6月30日です。続いて申請番号2番。所在が鯉。地目が田の1筆。面積が2,401㎡。貸付人、借受人は記載のとおりです。賃貸借権の利用権設定で1筆当りが年間で50,000円。期間は令和2年6月1日から令和12年5月31日となっております。10ページになります。申請番号3番。所在は井寺。地目は田の5筆で合計面積が2,592㎡。貸付、借受人については記載のとおりです。今回、賃貸借権の利用権設定となっております。1反当りが17,000円。年間合計で44,064円となっております。期間は令和2年6月1日から令和8年2月28日となっております。続きまして、申請番号4番。所在は井寺。地目は田3筆。合計面積は1,106㎡。貸付人、借受人は記載のとおりです。賃貸借権の利用権設定で年間で10,000円。期間は令和2年6月1日から令和7年5月31日となっております。

(事務局長) 続いて、申請番号5番。所在が上六嘉。地目は田1筆。面積は3,017㎡。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。売買による所有権移転で1反当り1,100,000円。合計の3,318,700円となっております。事務局からは以上です。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんか。

(〇〇委員) すみません。利用権設定の新規であるか。更新であるかがわからないので…

(事務局長) ご指摘のとおり。新規か更新かわかりませんので、備考欄がありますので、次回から備考欄に新規と更新の記載を入れるようにいたします。

(議長) そうですね。次回から備考に更新と新規の記載をお願いします。

(事務局長) はい。今回、申請番号1番から3番までは更新、4番は新規になります。

(〇〇委員) わかりました。

(議長) 他に何かございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) なければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

(議長) 本日提案されました案件は全て終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。何もなければ事務局からは…。

それから、来月の農業委員会は6月の10日は麦刈り終わっているか。その状況を見て、まだ麦刈りがあっていたら、昼からも視野に入れて。終わっていたら9時半からでも…。また総会前に事務局から連絡、通知します。

(事務局長) 次回は6月10日ということで。コロナ感染対策でこのような会議形態を取らせていただいたのですけれども、緊急事態宣言が解除されても三密を避けるように対応を取っていきたいと思いますので、そこはご了承いただきたいと思います。

(議長) それでは本日の農業委員会総会はこれもちまして閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和2年5月11日

会長 下 田 司

委員 村 上 卓 也

委員 榮 恵